専門医　様

現在かかっている病気が軽快し、他の園児への感染のおそれがなくなりましたら、お手数をおかけしますが、下記の「登園に関する意見書」にご記入の程、よろしくお願いします。

登園に関する意見書

保護者記入欄

共同保育園	組	園児名

下記の感染症に罹患しましたが、下記の期日より集団保育に支障がないと認められますので、登園してよいことを許可します。

病名（主治医記入欄・・・・該当に〇印をお願いします）

インフルエンザ	結核
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	マイコプラズマ肺炎
咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウィルス）	RS ウィルス
風疹（3 日ばしか）	ヒトメタニューモ感染症
水痘（みずぼうそう）	溶連菌感染症
百日咳	髄膜炎菌性髄膜炎
麻疹	急性灰白随炎（ポリオ）
流行性結膜炎（はやり目）	急性出血性結膜炎
結膜炎トラコーマ	その他（　　）
腸管出血性大腸炎（0-157　0-26 など）	
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノ）	
とびひ、カイセン	
破傷風	

罹患日　　**平成　　年　　月　　日**

登園してもよいと認められる月日　　**平成　　年　　月　　日から**

平成　　年　　月　　日

医療機関名

医師名

☆上記の基準は、「学校保険安全法施行規則」に準じています。

☆平成 24 年 4 月 1 日「学校保険安全法施行規則改正」に伴い変更するものです。

病名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	**発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで**
百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後５日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
溶連菌感染症	主要症状が消えた後、２日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師等において感染のおそれがないと認めるまで
上記以外の感染症	

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第１日とします。「解熱した後３日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（１日）、水曜（２日）、木曜（３日）の３日間を休み、金曜日から登園許可ということになります（図）。

図　「出席停止期間：解熱した後３日を経過するまで」の考え方
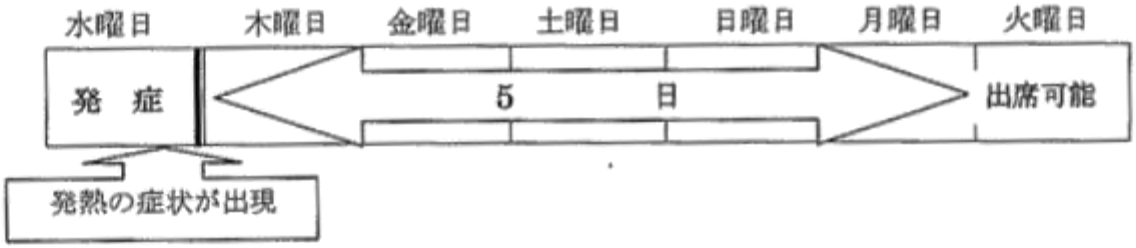
また、インフルエンザにおいて「発症した後５日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第１日と数えます。